

配管の付属範囲の例

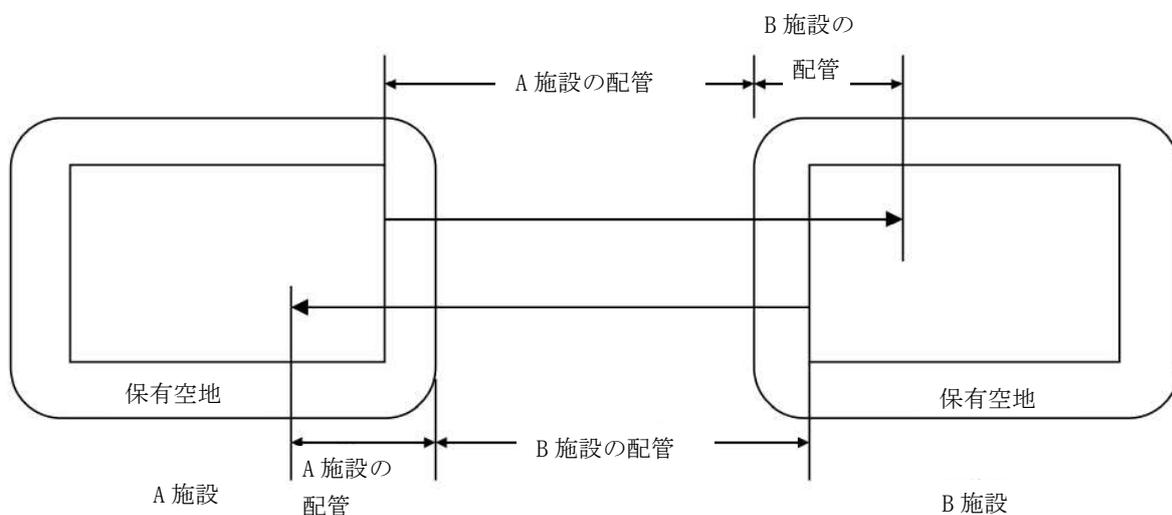
2以上の製造所等の相互間又は製造所等と他の施設（少量危険物施設等）との間の配管の付属範囲は、原則として下記のとおりとする。

1 製造所又は一般取扱所相互間

製造所又は一般取扱所の保有空地まで（保有空地を有さない場合は施設まで）

上記場所から最も近いバルブ、フランジ等を分岐点とし、配管の付属範囲とすること。

例図 1 製造所又は一般取扱所相互間の配管

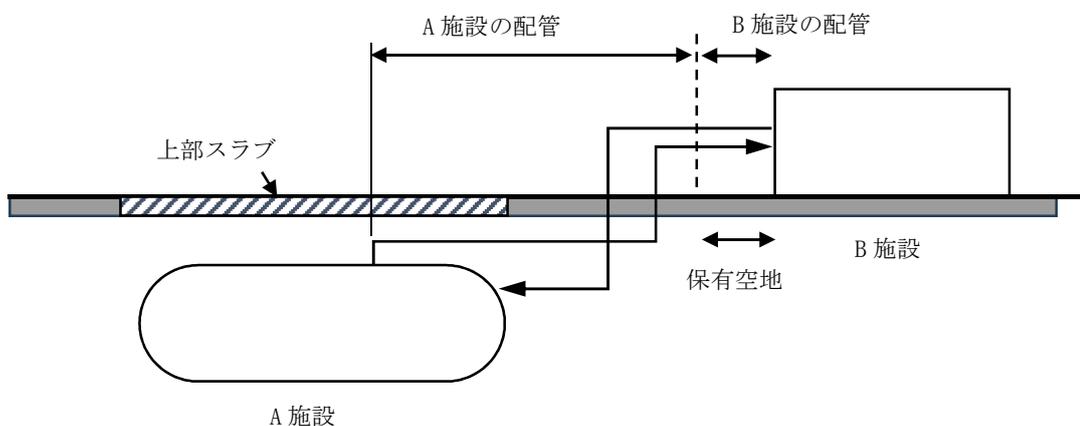


2 製造所又は一般取扱所と貯蔵所

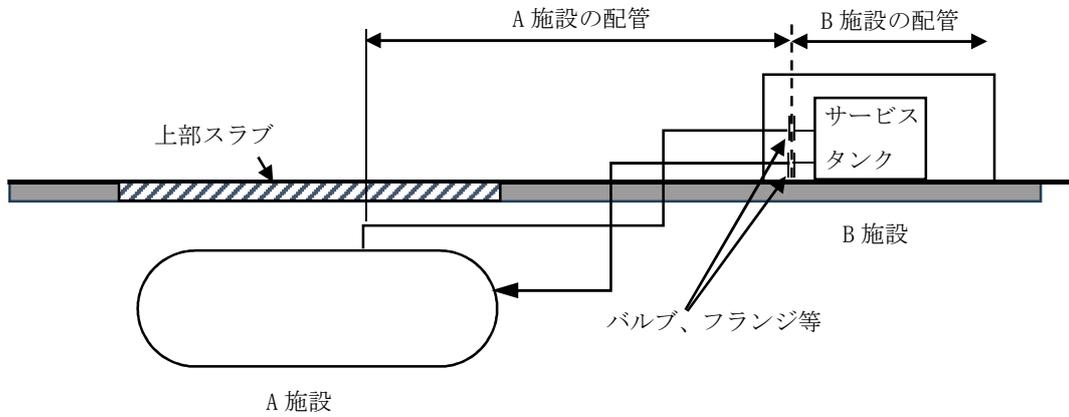
製造所又は一般取扱所の保有空地まで（保有空地を有さない場合は施設まで）

上記場所から最も近いバルブ、フランジ等を分岐点とし、配管の付属範囲とすること。

例図 2-1 製造所又は一般取扱所と貯蔵所との間の配管



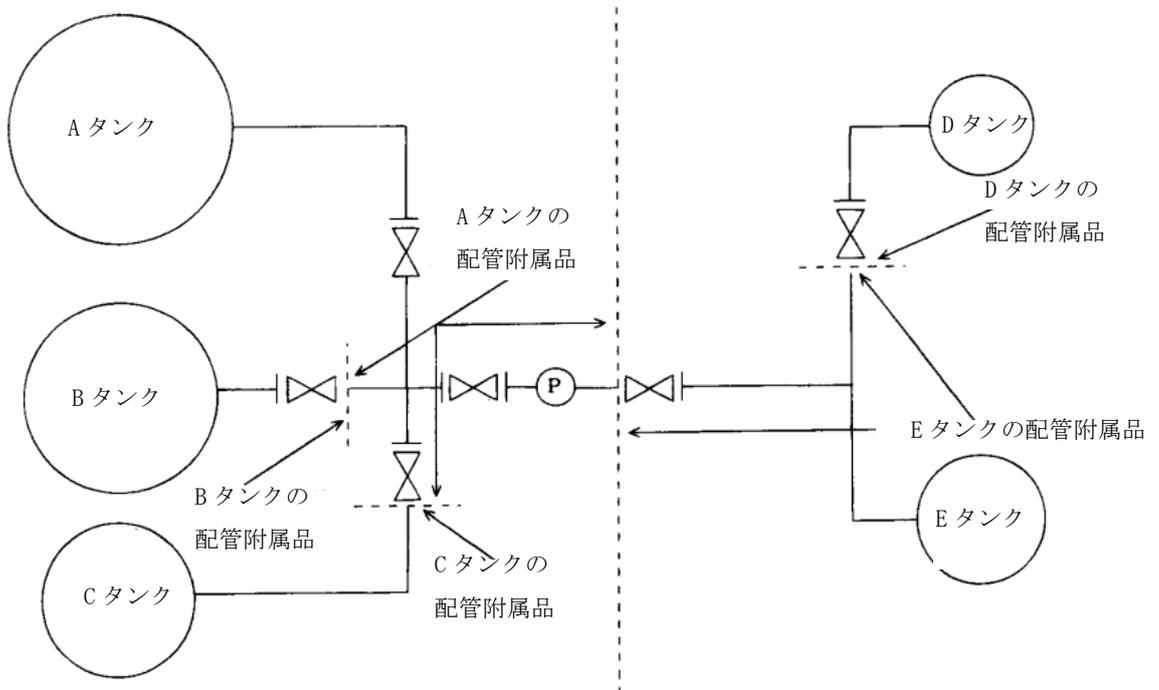
例図 2-2 製造所又は一般取扱所と貯蔵所との間の配管（サービスタンクを含む場合）



3 貯蔵所相互間

貯蔵所間の配管は、原則としてバルブ、フランジ等を分岐点とし、当該配管が接続されている貯蔵所の容量の大きい貯蔵所の附属配管とする。なお、同容量の貯蔵所間の配管は、当該配管で移送する危険物の引火点の低い危険物を貯蔵する貯蔵所の附属配管とする。

例図 3 貯蔵所相互間の配管



※ 1 : 各タンクの容量は、次のとおりとする。

Aタンク > Bタンク > Cタンク > Eタンク = Dタンク

※ 2 : 貯蔵する危険物の引火点は、次のとおりとする。

Cタンク < Eタンク < Dタンク < Bタンク < Aタンク

4 製造所等から少量危険物貯蔵取扱所の設備へ危険物を送り出す場合

少量危険物貯蔵取扱所の施設（サービスタンクを含む）から最も近いバルブ、フランジ等までを製造所等の附属配管とする。

例図4 製造所等から少量危険物貯蔵取扱所の設備へ危険物を送り出す配管

